

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 日常生活自立支援事業
①生活支援員又は②専門員 1名
2. 雇用期間 2019年4月1日～2020年3月31日まで
(業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります)
3. 仕事内容 ①について
認知症高齢者や知的・精神障がい者の日常的な金銭管理や福祉サービス利用支援等
②について
利用に向けた相談業務、計画の作成、及び認知症高齢者や知的・精神障がい者の日常的な金銭管理や福祉サービス利用支援等
4. 勤務地 権利擁護センター
大阪狭山市狭山1丁目862番地の5 市役所南館内
5. 受験資格 ①・②とも次のすべての条件を有する人
①について
・高齢者もしくは障がい者に対する相談支援又は施設で介護の経験のある者
・普通自動車免許(AT限定可)
②について
・社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格取得者
・高齢者もしくは障がい者に対する相談支援又は施設で介護の経験のある者
・普通自動車免許(AT限定可)
6. 勤務条件等
○給与 ①208,400円(月額)
②229,200円(月額)
このほか、通勤手当・時間外勤務手当の諸手当がそれぞれの規程に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前9時から午後5時30分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 【一次試験】書類選考(課題作文)
【二次試験】面接(選考日時は一次選考通過者に個別に通知)
8. 二次選考場所
○場所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び
母子・父子福祉センター(さつき荘)
大阪狭山市今熊1-85
9. 合否通知 試験実施後10日前後
(全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します)
10. 採用 2019年4月1日 嘱託採用
試用期間は、採用日より3ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消することがあります。

11. 受験手続

- 受付期間
- 提出書類

随時募集

- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 職務経歴書
- (3) 課題作文(応募動機を400字～800字程度)
- (4) 資格証のコピー

※封筒の表側空白のところに「日常生活支援事業」と明記しておいてください。

12. 申し込み・問い合わせ

大阪狭山市社会福祉協議会 担当(津田)
〒589-0021 大阪狭山市今熊1丁目85番地
TEL 072-367-1761